



# 大津市公報

平成26年3月31日  
号外(第25号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### ○ 規 則

- 42 大津市職員互助会設置条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
- 43 大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則…………… 1
- 44 大津市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則…………… 2
- 45 大津市児童福祉負担金条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
- 46 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則…………… 2
- 47 大津市民会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 3
- 48 大津市伝統芸能会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 3
- 49 大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 4
- 50 大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 4
- 51 道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 4
- 52 大津市エネルギーの使用の合理化に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… 4
- 53 大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… 5
- 54 大津市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を改正する規則…………… 5

### ○ 訓 令

- 6 大津市文書取扱規程の一部改正…………… 6
- 7 大津市民病院看護師寄宿舍規程の一部改正…………… 6
- 8 大津市民病院院内保育所の設置及び管理に関する規程の一部改正…………… 6
- 9 大津市民病院職員駐車場利用規程の一部改正…………… 7

### ○ 農 業 委 員 会 規 則

- 1 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する農業委員会規則の一部を改正する規則…………… 7

## 規 則

大津市職員互助会設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第42号

大津市職員互助会設置条例施行規則の一部を改正する規則  
大津市職員互助会設置条例施行規則(昭和30年規則第1号)の一部を次のように改正する。  
第3条第1項第2号中イを削り、ウをイとし、エからカまでをウからオまでとする。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第43号

大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則  
大津市公有財産等管理規則(昭和63年規則第59号)の一部を次のように改正する。  
第38条の2中「100分の105」を「100分の108」に改める。  
第42条第3項中「年3.0パーセント」を「年2.9パーセント」に改める。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

.....

大津市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第44号**

大津市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

大津市福祉事務所長委任規則（昭和58年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第18号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同条第43号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第6条第43号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

.....

大津市児童福祉負担金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第45号**

大津市児童福祉負担金条例施行規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉負担金条例施行規則（平成12年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1号を加える。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、これらの号に準ずる特別の事情があると市長が認めるとき。

別表第3備考第2項中「、第41条の19の4第1項及び第3項並びに第41条の19の5第1項」を「並びに第41条の19の4第1項及び第3項」に改める。

**附 則**

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の大津市児童福祉負担金条例施行規則の規定は、平成26年度以後の年度の負担金について適用し、平成25年度までの年度の負担金については、なお従前の例による。

.....

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第46号**

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第54号）の一部を次のように改正する。

目次中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第13条第1項第8号を削る。

第5章の章名中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第14条中「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 障害支援区分認定調査票

(2) 障害支援区分認定医師意見書

(3) 障害支援区分認定結果通知書

第19条第2項中「障害程度区分認定等資料」を「障害支援区分認定等資料」に改める。

第20条第1項中「障害程度区分認定結果通知書」を「障害支援区分認定結果通知書」に改め、同条第3項中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第21条第1項中「障害程度区分認定結果通知書」を「障害支援区分認定結果通知書」に改め、同条第3項中「障害程度区分認定」を「障害支援区分認定」に改める。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大津市民会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第47号**

大津市民会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市民会館の管理運営に関する規則（昭和50年規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中「100分の105」を「100分の108」に改め、同項の表舞台の部中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項から9の項までを1項ずつ繰り上げ、10の項を削り、11の項を9の項とし、12の項から16の項までを2項ずつ繰り上げ、17の項を削り、18の項を15の項とし、19の項から29の項までを3項ずつ繰り上げ、30の項を削り、31の項を27の項とし、32の項から40の項までを4項ずつ繰り上げ、41の項から43の項までを削り、44の項を37の項とし、45の項を削り、46の項を38の項とし、47の項を39の項とし、48の項を40の項とし、49の項を削り、50の項を41の項とし、51の項を42の項とし、52の項を43の項とし、53の項を削り、54の項を44の項とし、55の項を削り、56の項を45の項とし、57の項から62の項までを11項ずつ繰り上げ、別表第1項の表照明の部中63の項を削り、64の項を52の項とし、65の項から74の項までを12項ずつ繰り上げ、75の項を削り、76の項を63の項とし、77の項から87の項までを13項ずつ繰り上げ、88の項を削り、89の項を75の項とし、90の項を76の項とし、91の項を削り、92の項を77の項とし、93の項から98の項までを15項ずつ繰り上げ、別表第1項の表音響の部中101の項を84の項とし、102の項を85の項とし、103の項を削り、104の項を86の項とし、105の項及び106の項を削り、107の項を87の項とし、108の項から125の項までを20項ずつ繰り上げ、別表第1項の表備考第1項中「(16mm映写機(スクリーン込み)を除く。以下同じ。)」を削り、別表第2項の表照明舞台用電源の項中「1区分1口」を「午前・午後・夜間の区分の1区分当たり1キロワット時につき」に改め、別表第2項の表持込拡声装置電源の項中「1区分1口 2,500円」を「1日当たり一式 2,580円」に改め、別表第3項の表中「2,500円」を「2,580円」に、「500円」を「510円」に改める。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大津市伝統芸能会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第48号**

大津市伝統芸能会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市伝統芸能会館の管理運営に関する規則（平成13年規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表照明の部中「1,020円」を「1,050円」に改め、同項の表音響・映像の部中「4,080円」を「4,200円」に、「310円」を「320円」に、「510円」を「520円」に、「150円」を「160円」に、「710円」を「730円」に改め、同項の表能楽用備品の部中「3,570円」を「3,670円」に改め、床几の項を削り、「1,830円」を「1,890円」に、「1,120円」を「1,150円」に、「920円」を「950円」に、「760円」を「780円」に、「350円」を「360円」に改め、別表第1項の表その他の部中「1,530円」を「1,570円」に、「510円」を「520円」に改め、同部に次のように加える。

床几	1台	100円
----	----	------

別表備考を次のように改める。

備考 この表に掲げる基本利用料金の上限額は、条例別表の使用時間の区分の1区分当たりの額とする。

別表に次の1項を加える。

- 2 使用者が、能楽ホールを練習等のために使用する場合の附帯設備の利用料金の上限額は、前項の規定による利用料金の額の5割に相当する額とする。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第49号

大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則（昭和60年規則第25号）の一部を次のように改正する。  
別表中「1,050」を「1,080」に、「2,100」を「2,160」に、「500」を「510」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第50号

大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則（平成10年規則第18号）の一部を次のように改正する。  
別表第2第1項の表中「1,500円」を「1,540円」に、「7,500円」を「7,710円」に、「12,000円」を「12,340円」に、「3,000円」を「3,080円」に、「15,000円」を「15,420円」に、「24,000円」を「24,680円」に改め、別表第2第2項の表中「1,000円」を「1,020円」に、「7,500円」を「7,710円」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第51号

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則（平成10年規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「1,500円」を「1,540円」に、「7,500円」を「7,710円」に、「12,000円」を「12,340円」に、「3,000円」を「3,080円」に、「15,000円」を「15,420円」に、「24,000円」を「24,680円」に改め、別表第2項の表中「1,000円」を「1,020円」に、「7,500円」を「7,710円」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大津市エネルギーの使用の合理化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第52号

大津市エネルギーの使用の合理化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市エネルギーの使用の合理化に関する法律施行細則（平成15年規則第35号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

大津市エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行細則

第1条中「エネルギーの使用の合理化に関する法律（）」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（）」に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」

に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令」に改める。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第53号**

大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成25年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大津市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第54号**

大津市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を改正する規則

大津市立幼稚園保育料等に関する規則（昭和48年規則第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、園児の保護者が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）によらないで父又は母となった者で、現に婚姻をせず、若しくはこれに準ずる特別の事情があると市長が認めるものに該当するときは、当該保護者を地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法の規定（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）の例により算定された市民税額に基づいて第2号から第5号までの規定を適用する。

様式第2号及び様式第3号中「（あて先）」を「（宛先）」に改める。

様式第4号中「（あて先）」を「（宛先）」に、

「

添付書類	<input type="checkbox"/> (1) 大津市福祉事務所長の証明書（生活保護世帯である場合） <input type="checkbox"/> (2) 大津市民生委員の調査書（生活保護世帯に準ずる世帯である場合） <input type="checkbox"/> (3) 保育料等減免に関する調査書（申請理由の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合） <input type="checkbox"/> (4) 市民税課税証明書（生活保護世帯以外の世帯である場合） <input type="checkbox"/> (5) 医師の診断書（申請理由の(5)に該当する場合）	を
------	--	---

を

「

添付書類	<input type="checkbox"/> (1) 大津市福祉事務所長の証明書（生活保護世帯である場合） <input type="checkbox"/> (2) 大津市民生委員の調査書（生活保護世帯に準ずる世帯である場合） <input type="checkbox"/> (3) 保育料等減免に関する調査書（申請理由の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合） <input type="checkbox"/> (4) 市民税課税証明書（申請理由の(1)から(4)までのいずれかに該当する生活保護世帯以外の世帯である場合） <input type="checkbox"/> (5) 医師の診断書（申請理由の(5)に該当する場合） <input type="checkbox"/> (6) 戸籍謄本及び住民票の写し又は婚姻歴照会に関する同意書（大津市立幼稚園保育料等に関する規則第4条第1項後段の適用を受ける場合） <input type="checkbox"/> (7) （ ）（申請理由の(7)に該当する場合）	に
------	---	---

に

改める。

**附 則**

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項後段の規定は、平成26年度以後の分として徴収すべき保育料等の減免について適用し、平成25年度までの年度の分として徴収する保育料等の減免については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の大津市立幼稚園保育料等に関する規則様式第2号の規定による預かり保育料払戻し申請書、様式第3号の規定による保育料減額申請書（兄弟姉妹用）及び様式第4号の規定による保育料等減免申請書は、当分の間、なお使用することができる。

**訓 令****大津市訓令第6号**

大津市文書取扱規程（昭和32年訓令第15号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

第26条の見出しを「（記名等）」に改め、同条第1項中「文書の」を「文書（庁内文書を除く。）の」に改め、同項第2号中「部外からの本市部長」を「部長」に、「あて照会その他」を「あての照会、協議等」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項各号に掲げる文書の発信名には、同項に定める職名のほかに氏名を記載するものとする。ただし、当該文書の性質上、氏名を記載しないことが適当なものについては、この限りでない。

第26条に次の2項を加える。

- 3 庁内文書の発信名及び宛名は、氏名を記載することが適当なものを除き、職名のみを記載するものとする。
- 4 発信する文書（他に様式の定めがあるものを除く。次条において同じ。）には、当該文書に係る事務の主管課の名称、担当する職員の職名及び氏名、電話番号、ファクシミリ番号並びに電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）をその末尾に記載しなければならない。ただし、それらを記載しないことが適当なものについては、この限りでない。

第27条中「（他に様式の定めがあるものを除く。）」を削り、「あて名」を「宛名」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

**大津市訓令第7号**

大津市民病院看護師寄宿舍規程（昭和45年訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

第4条第1項第2号中「6,000円」を「6,170円」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

**大津市訓令第8号**

大津市民病院院内保育所の設置及び管理に関する規程（平成22年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

第3条第2項第1号中「午前8時」を「午前7時30分」に改め、同項第2号中「午後4時30分」を「午後3時」に改め、同条第4項第2号中「随時の保育を、一定期間にわたり、継続的に行うこと」を「前号に掲げる保育以外の保育」に改める。

第4条中「診療局、医療技術局又は看護局に勤務する職員（）」を「病院に勤務する職員（事務局及び経営戦略室の職員を除く。）」に改める。

第6条第1項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

第6条に次の1項を加える。

- 4 前3項の規定は、第3条第4項の利用区分を変更しようとする場合に準用する。

第7条を次のように改める。

(利用時間)

**第7条** 前条第1項の許可を受けた職員(以下「利用者」という。)は、第3条第2項に規定する保育時間のうち、勤務時間に応じた時間において保育所を利用するものとする。ただし、院長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第10条第2項中「当該利用日の前日までに、所定の様式による利用変更届出書を院長に提出しなければならない」を「速やかに院長に届け出なければならない」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

**大津市訓令第9号**

大津市民病院職員駐車場利用規程(平成25年訓令第2号)の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

第4条中「12,000円」を「12,340円」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

**農 業 委 員 会 規 則**

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する農業委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市農業委員会会長 上 坂 達 雄

**大津市農業委員会規則第1号**

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する農業委員会規則の一部を改正する規則

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する農業委員会規則(平成24年農業委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「特に重要なもの」を「重要なもの」に改め、同条第2号中「重要なもの」を「一般的なもの」に改め、同条第3号中「もの」の次に「(不当要求行為に該当するもの及び大津市議会議員が関与するものを除く。)」を加える。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。